

建築家の建築設計監理とその報酬についての意識調査

(その2. 建築家の建築設計・工事監理及び報酬の捉え方について)

中 島 一 ・ 松 本 壮一郎

A Research on the Design, Construction Supervision
and their Remunerations by Architect (Part II)

Hajimu NAKAJIMA, Souichiro MATSUMOTO

前報に引き続き、建築設計監理業務と建築家の報酬に対する建築家の考え方をアンケート調査し設計監理報酬のあり方と、建築設計評価の要因を探究した。

1. はじめに

建築家は建築の設計工事監理業務をとおり建築主の正当な利益を擁護し市民生活の環境づくりに励んできた。建築設計監理業務の実際を担当している建築家には、建築制作に対する強い意欲と併に、今日のように建築規模の大型化、複雑化が進むに従って、専門的な調査、研究への努力が求められている。

ところが、建築家1人ですべての設計を完了するには相当の日数を要するため、建築家の設計意図にもとずき協力する所員の力を求めているのが実態である。このため、この所員をもつ事務所の運営的な立場におかれる建築家は、建築設計監理業務を適切に実施するために、当然“報酬の額”についても併せ考えたものをもたなければならない。

そこで、前報の発注者の場合にひきつづいて建築家に対し、建築設計監理業務と建築家の報酬についてその実態と意識について調査した結果を報告する。

2. 調査要領

調査対象者を日本建築家協会東海支部所属会員（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県の7県下に勤務地を有する会員）全員にアンケートしたところ、34名の回答を得た。

調査対象者とその所属事務所の概要は次のとおりである。

a) 年齢	
40才以下	8名(23.5%)
50才代	11名(32.4%)
60才代以上	9名(26.5%)
b) 業務地域	
愛知県	14名(41.2%)
愛知県とその近県	8名(23.5%)
その他の県	8名(23.5%)
不明	4名(11.7%)
c) 設計担当職員数	
5人以下	12名(35.3%)
6～10人	8名(23.5%)
11～15人	8名(23.5%)
16人以上	4名(11.8%)
不明	2名(5.9%)
d) 受注実績額	
10,000,000円以下	4名(11.8%)
10,000,000～50,000,000円	13名(38.2%)
51,000,000～100,000,000円	6名(17.6%)
101,000,000～150,000,000円	2名(5.9%)
151,000,000以上	5名(14.7%)
不明	4名(11.8%)
e) 受注実績(民間/官公庁)	
30%以下	3名(8.8%)
31～60%	9名(26.5%)

61～99%	12名(35.3%)
100%	7名(20.6%)
不明	3名(8.8%)
f) 海外受注	
有	2名(5.9%)
無	30名(88.2%)
不明	2名(5.9%)

3. 調査結果の概要

a) 建築家の非事業者説について

一般に建築家はプロフェッションである。すなわち専門職であり、設計監理業務は委任契約で、国民のためのプロフェッションであるところの職能人であり、決して事業者でないとされている。たしかに一方では事業者であると主張する者もあり、建築家の設計姿勢等を考える時、必ず問題となることである。

そこで、建築家自身の考えを尋ねた結果が次のとおりである。

建築家は非事業者である	13名(38.2%)
現状では事業者とみられても仕方ない	10名(29.4%)
その他	6名(17.7%)
無回答	5名(14.7%)
計	34名(100%)

このように非事業者であると答えている者は38.2%であり、現状認識では事業者と認めている者が29.4%となっている。すなわち、非事業者であると叫ばれているものの、建築家自身は、必ずしもそのように自認していないことがわかり注目しなければならない。

これらの理由について、回答者の卒直な意見をまとめてみると、次のとおりである。

《建築家の非事業者説を支持する者の理由》

- 建築家の業務は営利を目的として行なわれるべきものではないし、私自身も決して営利を目的としてはいないつもりであるから、自分は「事業者」（通俗的な意味における）でないと信じる。
- 一般に言われる事業者では無い
- 利益だけを追求しているので無く環境づくりは勿論、建築主の正当な利益を擁護し、その責任を果している」と確信する。
- 創造の仕事は情熱を傾けなければ出来ないで、そこに利益的感觉はないが、協同する所員の教育と生活の糧は確保しなければならないので、結果的には、相当する報酬が欲しいので、低報酬では継続出来ない仕事である。

- 建築家の本質は事業者でないことは明らかである。事業者とみられるのは、比較的多くの私共の仲間が平気で事業者の行為をするために起きる世評と考える。
- 設計者（建築家）の個性を発揮して、建築に尽力し、快的な生活の環境づくりに励んでいるので事業者ではないと考える。
- 私共の職務内容は創造による具象化であり、具象物の加工、販売及びその代理、あるいは抽象具象物の斡旋をするものではないので、事業者ではないことを根拠としている。
- 事業者ではない。しかし、内部的には若干事業者的性格を含んでいるのが現状であるから、建築設計監理業務法を早急に立法化しなければならない。
- あくまでも事務所の方である建築家の意識の問題であるが、少くとも建築家にも事業者意識等とはいわれないまでも、社会的にみて非常に低い方だと思うし、又そうあるべきだと考える。
- 日本建築家協会憲章と私の思想が合致していたため会員となっているので、事業者として扱われるのは誠に心外である。

《現状では事業者とみなされても仕方ないとする者の理由》

- 日本建築家協会の主旨は良くわかる。又そのように進みたいと思っているが、大部分の事務所が法人組織であり、又営業マンを使っている事務所もあることから事業者といわれても仕方ないとする。
- 現段階では事業者であるとする。事業者でないと広言できるためには、国家及び施主に当然是認められるように努力すべきである。
- 精神的には事業者でないと考えたいし、又その積りであるが、現実には事業者ではなかろうか。そのためにも早急に建築設計監理業務法案の実現をみたい。
- 事業者であるべきではないが、現実には事業者的な事務所も多いのも事実である。
- 再開発事業等を除けば私共の直接の行為が、都市の環境づくりまでは発展し得ない現状である。教職者を除き一般的に事業者と解せざるを得ない。
- 事業者でないと考えたいが、しかし営利目的としか考えていない一部の人や事務所があるので、日本建築家協会として十分その対策を考慮すべきである。
- 精神的には事業者ではないと考えたいが、会員事務所の組織が株式会社等であり、この株式会社を表に押し出して社会的信用を得て有利に営業している現

状では、事業者といわれても已むを得ない。

一税上、株式会社にしたいといっても株式会社の法的本質が営利を目的とされているとすれば仕方ない

- 現状では事業者とみなされても仕方ない。これによって設計監理の本質が変わるとは思わない。
- 私としては建築家は事業者ではないと考えるが、実際世間では事業者とみがちである。
- 建築家個人は事業者ではないが、建築事務所は事業者であると思う。

《その他の意見》

- 建築主から依頼された建築を自分の思想、信条に基づき、専門的技術を駆使して、全人格を投入して実現していくプロフェッションである。
- 建築士法によると、工事用の図面及び仕様書を設計図書（士法第2条ロ項）といい、工事は建築士の設計によらなければならないことが出来ない（士法第5条2項）と規定されている。いつぼう、建築士の資格を取得し、建築士事務所の登録を行えば、建築士法にもとずき設計や工事監理が出来ると考え、現在は、1級建築士が約10万人、2級建築士約30万人を数えるとき、いままでの建築家的建築事務所は、その中に埋没して、区別が明らかになっていない。建設業者も事務所登録を行っていて、内容も能力も多種多様であり、いまや設計事務所の戦国乱世の感がある。このまま放置すれば、建築士になれば国の保証した建築家と早合点した考えが広がって定着しつつある。

技術上の問題については、技術士のような試験を行ない、建築制作、創造活動に関しては、日本建築家憲章をもっと細目に亘って定め、これを守れることを誓約した者だけを建築家と称するようにして、建築士とは明確に一線を引き、区別しないと、建築家の地位は、どこまでも下るばかりである。したがって、社会的信頼、信用も下るいっぽうである。

極言すれば、文化勲章的建築家も、これとは反対に、やっと1級建築士になれた者も、建築士法上では同等の取扱いかい、建築主事の建築確認（建築基準法第6条）を受けることができる。建築家の数は極端に少数であり、いつぼう、やっと1級建築士になれた（？）という初歩的な建築士は無限に近く、このような人々が埒もなく走り廻っている。その一端をとって、事業者といえば、それは真実であり、または事業者でないといってもまた真実である。

○建築家は自らの姿勢を正し報酬のダンピングを止め、設計のクレームを自己の責任において処理し一社会の建築家に要望する責務を全うすることから始めなければ法律制定（建築設計監理業務法）等、とうていおぼつかない。

- 職人（建築家）の自覚と行動から脱した組織をもつ日本建築家協会の会員は事業者と考えられる。現在、会員は事業者と職人の二種類に分かれる。
- 市民社会にその価値を定着させることが先決の問題である。次に職能の純化と質の向上、社会的職能地位の保証ということだろう。
- 日本建築家協会の憲章に表現された思想をもって人間は生活環境としての建築創造活動を日ごろ実施している。一たとえ事業者とみなされても、建築家の本質を見失わない姿勢である。

b) 報酬の決定方法について

建築設計監理報酬は、建築主の信頼に応え得る責任を果すにふさわしい報酬を建築主と話し合いにより決め報酬をうけるものと考えられている。これはプロフェッションとしての理解上の原則であろう。

しかし、建築家として、この報酬の決定方法について、どのように考えているかについては、次のとおりである。

国、建築主側代表、建築家代表の三者で決定すべきである	17名 (50%)
日本建築家協会が決めるべきだ	9名 (26.47%)
国が決定し、公共料金化する	0名
その他	8名 (23.53%)
計	34名 (100%)

ここでわかるように、三者で決定すべきであるとするのが50%を占めているが、積極的に日本建築家協会が決めるべきとしているのが26.47%もあることは、注目したい。

これらの理由は次のとおりである。

《報酬の決定方法の理由》

〔日本建築家協会が決めるべきである〕と回答した理由。

- 日本建築家協会で作製し、建築士法第25条による建設大臣の認可を受ければよい。
- 報酬の標準を示すべきであり、この標準をもとにして、それぞれの条件に応じた報酬を決定すべきである。
- 建築家は、技術的には、技術士に相当し、芸術的側面を表現し、道徳的には、日本建築家協会の憲章を

- 忠実に守るべきもので、建築士法でいう単なる建築設計図書のメーカーではない。したがって、報酬料率は、日本建築家協会が決めて、建設大臣の認可を受ければよいと考える。受取る報酬の領収書にも収入印紙は貼らなくてよいものにした（弁護士・医師・公認会計士・弁理士等のように）。
- 本来職能については、職能団体が自主的に内容を検討し、決定すべきであるが、この場合、建築主等の諒解は、とりつけた方が公平である。しかし、一般には中々理解されにくいので、自主的に公平に決定すべきである。
 - 日本建築家協会が、その基準を定め、注文者と建築家がそれを基として、協議して決定することが望ましい。—建築設計監理業務は単なる作業でなく、深い相互信頼の上になりたつ。—
 - 職能による主体の確立が必要で、これに対する社会の容認をうける努力がはらわれるべきである。—規定にも自主的にコントロールされている—
〔国、建築主側代表、建築家代表の三者で決定〕と回答した理由
 - 公共性に根ざすことが多い点からいって、何等かの客観的合意を得たものが望ましい。
 - 建築設計監理報酬の料率は、標準の数値とし社会の容認を受けたものの方が望ましい。
 - 本来ならば日本建築家協会が自主的に決めるべきであるが、創作活動の内容をよく理解してもらうために、三者が協議して決定した方がよい。
 - もっと建築主 — 一般市民を含めて — に理解と協力を求めたい。ただし国家権力の介入は一切認めない。
 - 法的責任が伴うので国が、建築設計監理業務の専門的立場から建築家が、支払い負担の建築主の三者が納得するものが良いが、それぞれ立場があって主張点が必ずしも一致しないので、その中間的なもので決定しなければならない。
 - 国が主導し、建築主側代表、建築家代表を交え標準をつくる。
 - 日本建築家協会が自主的に決めることが一番望ましいが、現状では社会が支持しないだろう。したがって、止むを得ず三者協議によるしか方法はなからう。国が決定し、公共料金は絶対反対である。
 - 法治国である限り一応の基準を決めて、それに + α は、日本建築家協会が決めるべきである。
 - よりよい建築を創るための基準が欲しい。その中で

少ない幅での上、下限もあってよいと思う。

- 三者の相互理解による決定が最も望ましいが、国家が適当な諮問機関を設けて公共料金化することが望ましい。
- 混乱している現実、需要者側の意見が入っていない従来のもの、法的手続きも経ていないとすれば公正取引委員会の態度も理解できる。
- 三者協議の上、決めるべきだと思うが、これは仲々むづかしいだろう。しかし、努力すべきであろう。
- 最も公平であり、他からの制肘を受ける余地はないものと思う。公正を期すために。

〔その他〕と回答した理由

- 報酬の標準は、業務団体が申請し、国の適当な機関（例えば中央建築士審査会）が承認を与える。
- 建築家個人（報酬は最終的には個人が決めるべきであるが、日本建築家協会が基準を決めてもよいと思う）国が決定し、公共料金化することは、全くナンセンスである。国、建築主側代表、建築家代表の三者で決定することについては、実際には、不可能に近いのではない。
- 本来依頼者と受注者である建築家が個々に話し合っで決めるべきものである。しかし、現下の実情にあわせるためには、過渡的には、国（但し、これは取締りまたは指導機関としてではなく、公共建築の建築主代表として）、民間建築主側代表の同意を得て、建築家の団体（これも日本建築家協会とは限らない）が標準を決めるのがよい。
- 建築家自身が決めるべきである。— 建築家は自由業であるので報酬は自分で決めるべきで、事業者であれば、日本建築家協会が決めるべきである。
- 日本建築家協会が決め、建築主側代表との話し合いが必要である。
- 報酬は、建築主と建築家の間で決められるべきものである。状況を知らない第三者が介入できるものではない。
- 自分の仕事の内容を的確に知っているのは建築家自身である。しかし、社会的に容認され難いときは、断わるか、日本建築家協会の権威をかりるべきだ。

c) 報酬の競争について

建築家の行なう業務はプロフェッションであるとの考えがあるとのことについては、すでに述べたとおりである。そこで、建築家の報酬の競争の良否についての結果は次のとおりである。

競争はすべきでない	32名 (94.12%)
競争は当然である	2名 (5.88%)
わからない	0
その他	0
計	34名 (100%)

このようにほとんどの者が競争すべきでないとしている。

この理由については、次のとおりである。

《報酬の競争の良否の理由》

〔報酬の競争はしてはならない〕と回答した理由

○設計監理料の多少で、建築設計監理の質及び量を決めることはできない。ある一定の設計密度と精度は維持しなければならない。しかし、特命受注でない場合の問題が当面する現実であり、建築家各自が自主的に話し合い、PRに努めなければならない。

○業務の内容から報酬の競争はあり得ない。但し、同質の設計ができる仕様書が提示される場合においては、報酬の競争はありうる。

○競争しないで、信任委嘱契約ができる世界の到来を望む。

○競争すれば自主性が喪失される。

○医師や弁護士は、患者や依頼者を探して歩かないし、入札もない。一その権威もあり、自主性もある一建築家には、格差があるのは事実であるので、自分の位置を考慮して、建築主と委託契約すべきであろう。

○設計監理の質の向上をはかることが必要なときに、報酬のみの競争は決してしてはならない。

質の向上こそ建築家の目ざすものである。将来の私共の姿を見直す必要がある。

○建築家の業務、特に設計という作品は精神的所産に負うところが多く、必ずしも物質的産物ではない。したがって、売買の対象となるべき商品ではあり得ないから、当然価格の高低を競うことのできるものではない。

○報酬の競争は、事業者意識から生れる。建築設計監理業務の本質を損なうこと甚だしい。

○報酬の競争でなしに設計企画の質で争うべきで、私共の事務所の盛衰もこと決まらると思う。

○報酬の競争はいけませんが、設計内容の質の競争ができないシステムは、なお悪い。

○信頼に基づき行なう業務であるため、競争はしてはいいけない。但し、諸経費等間接経費に関しては考慮の要がある。

○競争するという考えがわからない。社会に認めさせ

る為の建築家の努力が必要である。

○それぞれの技術格差もあり、価格だけで競争することは話にならない。

○報酬というものは、元来競争すべきものではない。

○低報酬は、建築設計の成果品の質の向上を阻害する。たとえば、研究すべき所を省略したり、図面を省略したりして、結果、内容的にも現場まかせになってしまっ、デザインはよくとも、機能上の欠陥が出来たり、建物寿命が短い等の欠点が出てくるおそれがある。

○競争によって決められるべきものではない一競争は業務内容そのものでよいから一

○建築家相互の生活擁護のため、競争はすべきでない。

○建築設計は本来競争すべき尺度をもたない業務である。但し建築家とかプロフェッションを自分達だけといっいても所詮衆寡敵せず。一建築家とは何かを一日も早く明確にする必要がある。一

〔報酬の競争は当然である〕と回答した理由

○ただ理由もなく報酬の競争ならいけない。技術の競争が、報酬の競争に連ながるなら当然である。

○建築設計業務(デザイン+技術)内容×報酬というトータルなもので競争はしてもよいと思う。

一あらゆる“もの”の評価は、(質)×(価格)という形で決められるので、(競争)の要素の中から(報酬)を全く除外するというのは無理である。

d) 建築設計評価の要因

設計のよい、悪いとの評価は何によって決められるのか、建築家自身の自己評価を求めたものである。

このことについては、次のとおりである。

機能的であること	15名 (15.31%)
建築主の希望を入れ満足させる	14名 (14.29%)
経済的であること	13名 (13.26%)
環境に適合するもの	12名 (12.24%)
デザイン、美観	9名 (9.18%)
強度的に充分な構造	4名 (4.08%)
地域社会への使命	4名 (4.08%)
防災的(安全性)	4名 (4.08%)
技術	3名 (3.06%)
第三者の評価による	3名 (3.06%)
施工、維持管理において優秀	3名 (3.06%)
耐久性	3名 (3.06%)
工事中、完成後のトラブルの有無	2名 (2.04%)
芸術的	2名 (2.04%)
社会、生活、環境による思想的なもの	

	2名 (2.04%)
建築設計事務所の技術とキャリア	2名 (2.04%)
近代性	1名 (1.02%)
建築的にまとまっているもの	1名 (1.02%)
目的にあった普遍性	1名 (1.02%)
計	98名 (100%)

ここでわかるように、建築設計評価は、仲々困難であるとしながらも、建築家の自己評価によると“機能的”が15.31%、次に“建築主の希望を入れて満足させる”が14.29%、“経済的であること”が13.26%と続き、次に“環境に適合するもの”の12.24%となっている。しかし、“芸術的”としているのが2.04%の僅少なのはどうゆう意味をもつのか、注目したい。

e) 設計監理報酬率について

ここ1年位の間で受注した設計監理報酬率は右頁の図のとおりである。

図でみられるとおりⅡ類において、上限と下限に著しい差がうかがわれる。また住宅の場合においてもほぼ上記のとおりである。

f) 建築家が日本建築家協会制定の現行設計監理報酬率で価値ある成果品を提供できるか

現行設計監理報酬率どおりで受注した結果、価値ある成果品を提供できるかについては、次のとおりである。

1位 よくできる	15名 (44.12%)
2位 非常によくできる	12名 (35.29%)
3位 まあまあだ	6名 (17.65%)
4位 無回答	1名 (2.94%)
あまりできない	0
できない	0
計	34名 (100%)

これでみられるように“よくできる”が44.12%と1位を占め、非常によくできるが35.29%の2位を占めている。したがって現行の料率であれば79.41%のものが“よくできる”と答えていることがわかる。この反面“あまりできない”“できない”が0であることをみても理解できるものである。

これらの理由の主なものはおおむね次のとおりである。

〔非常によくできる〕と回答した理由

- 蓄積知能価値が貨幣換算して含まれていると思われるからできるが、実際は確保が至難である。
- 事務所そのものにゆとりができる。勿論工期に関してもゆとりがあるとなおよいが、所員そのものの受

けとり方が大分違ってくると思う。

- 現在の料率のレベルが余りにも低いため。
- 現行設計監理報酬料率で受注したことはないが、料率どおりであれば、充分すぎるほど余裕があると思われる。
- 現行設計監理報酬料率で受注した経験がないので確答できない。
- 調査、研究費が充分であるから。
〔よくできる〕と回答した理由
- 現行報酬料率で受注しても満足できる成果品ができたことがない。遠慮せざるを得ない。
- 現在協会の報酬よりかなり低率でやっているが、辛うじてまあまあがまんできる程度にはしているつもりであるから、協会の率そのままです昇すれば、ある程度よくできると思う。
- 平均して現行料金の70%程度しか建築主からもらえない。施工業者の利益と比較されるためである。したがって、料率どおりだと良い業務ができると思う。
- 個々の設計については、日本建築家協会の料金は適切だと考えるが、建築事務所を継続維持するための配慮はなされていないと考える。
- 過去の実績からみて可能といえる。
- 小規模の事務所であれば、所要経費が僅少で、余裕をもって設計監理ができる。
〔まあまあである〕と回答した理由
- 設計と監理をわけた場合、現状の比率では監理ができない。
- 価値ある成果品かどうかは知らないがかなりの努力ができる。
- 料率どおりでも赤字になることもあり、コストはケースバイケースである。
- 徹底した研究の上での設計は無理。
- 一般的な努力により良心的な仕事はできる。

g) 設計監理報酬の競争による建築作品への影響について

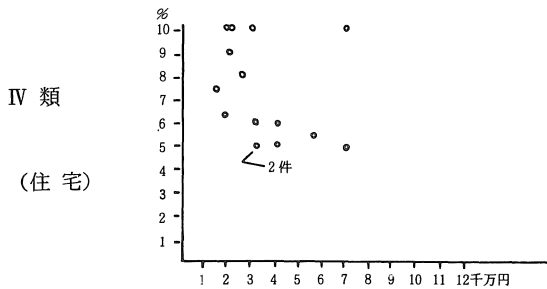
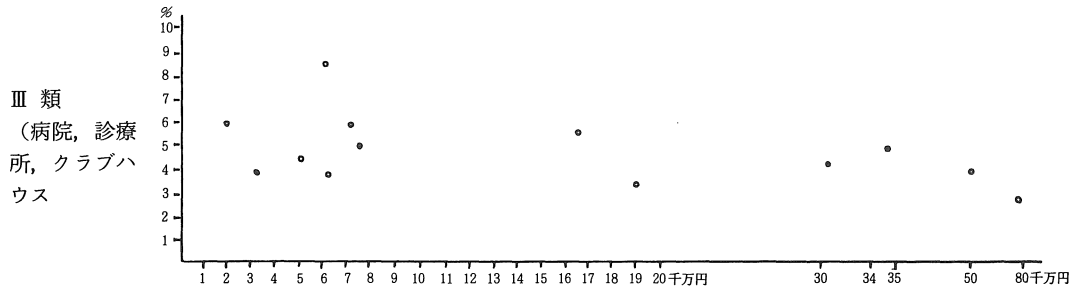
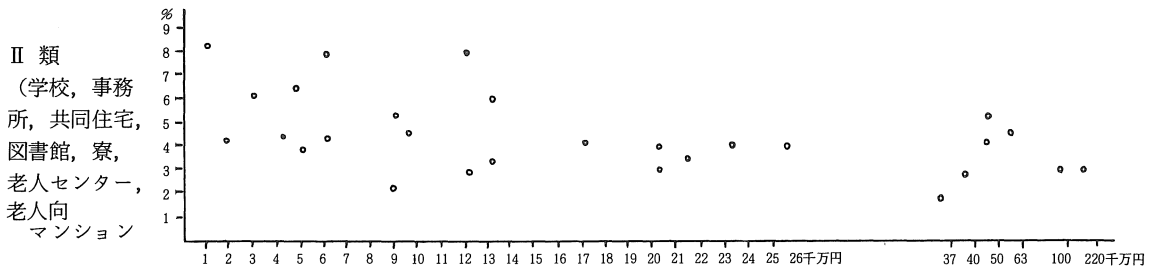
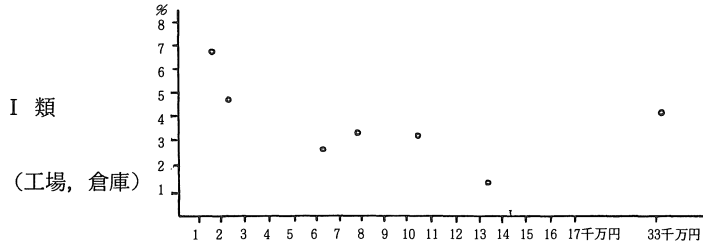
もしも、設計監理報酬の競争があった場合、建築作品にどのような影響を与えると考えるかについて、建築家の考えを求めたものである。

この結果は、次のとおりである。

建築作品内容の低下をもたらす	7名 (24.14%)
時間をかけた良い作品が得られない	6名 (20.69%)
十分な設計監理ができなくなる	4名 (13.79%)
ディテールを省略せざるを得ない	3名 (10.34%)
オーソドックスな手法で早く納める	

設計報酬率

用途・工事費の明確な20人分の
集計結果
報酬率0.0%以下、工事費百万
円以下四捨五入
縦に報酬率(%),横に工事費(千万円)



	1名 (3.45%)
施工業者による質的バラツキができる	
	1名 (3.45%)
小 計	15名 (51.72%)
設計意欲を失う	4名 (13.79%)
影響を受けるべきでない	4名 (13.79%)
政治屋を使い不正に受注する	2名 (6.89%)
作品の質に責任をもてない	1名 (3.45%)
事業者的思考に走る	1名 (3.45%)
信頼性を失う	1名 (3.45%)
競争すべきでない	1名 (3.45%)
小 計	14名 (48.28%)
計	29名 (100%)

以上のことを大分類すると、影響があるとするのが、51.72%であり、この反対に影響をうけるべきでないとしているのが、13.79%となっている。しかし、受注することの手段の不適当さ、施工上の密度が低下すると回答した者が見受られることは注目したい。

設計報酬競争による建築作品への影響についての主な理由は、次のとおりである。

《設計報酬競争による建築作品への影響についての主な理由》

- 作品に影響を与えるようなことは少ないが、経済的に非常に苦しい。
- 余り関係ない
- 極端な場合は不可
- 著しい競争以外は建築作品に特に影響を及ぼすものではない。これは建築設計の本質で、又建築家の倫理であるとする。しかし、このことが度重なるとその建築事務所は存続しない。
- 影響を与えていない
- 設計には力が入らないし、親切心が欠如するのではないか。即ち事業者的思考が頭を持ち上げるのではないだろうか。
- 十分な設計は不可能、監理も充分できないだろう。したがって不正がおきたりする厄介な危険もおきる可能性がある。
- 競争によってダンピングを行えば、建築作品の内容が必ず低下し、施主に対する信頼感をなくし、建築家自身の職能をも危うくすることとなる。
- 採算を合せるため十分な研究は行なわれない。
- 設計の省略で施工者任せの部分がでてくる。また監理が充分行なわれないので責任問題が生じるおそれがある。

○大部分の業務を通例の報酬で行ない、例外として、たまに1件ぐらい競争による場合は、実態として作品の結果に差は生じないが、大部分の業務が競争（価格の低下）によって行う場合は、必然的に手間がかけられないので、何等かの影響は当然ある。どこかに欠点のあるものが出来ると思う。

○習慣的な、オーソドックスな手法で手早く納める傾向が出来る。疑問点は早く妥協してしまうので、或いはディテイル省略等で、金銭的トラブルを起こしたり、施工業者による質的なバラツキが出る等欠点を招く。

○建築作品や図面の密度に与える影響は、報酬の多少より、寧ろ設計期間が大きく関係すると思われ、又適当な競争は、対象物件によって異なるが、図面の密度は低下するだろう。

○多分手抜きとなる。神経のゆきとどかない設計及び監理となる。

○報酬の競争よりも政治屋を使って、不法に受注する傾向の方が問題であろう。前者は自滅してゆくが、後者は繁栄するからである。

○設計報酬の競争によって作品に影響を与えるとすれば、建築家（職人）でなく事業者である。

○建築物の質の低下、建築に対するモラルの問題は、むしろ国民全般に亘る。

○思想のない作品である。いわゆるドラフトである。

○欲しいと思う金額と、こうしなければとれないと思う金額のギャップが大きくなる。一粗製濫造、小型ピーナッツー

○作品の質の低下がありありだと思ふし、競争には加わらずに別に求める。

明らかに質の低下をもたらすと思う。

○一人よがり、身勝手なもの、時間をかけないための諸々のへい害。

○契約報酬料率と受注量とが悪循環を呈し、作業時間を圧迫する。一価値ある成果品を提供できないー

○何等かの別途収入を考えるようになっていく心配があり、設計密度の低下を生じる。

○作品の質に責任がもてない。

○建築設備設計、各納り、仕上げに与える質の低下はまぬがれぬ。

○熱意のこもらないものになる。

○ベストの作品にはならないだろう。

○設計に対して検討する努力が少なくなる恐れがある。

h) 相関係数について

建築家の非事業者説についての考え方を、業務地域別にみると次のとおりである。

	愛知県内	愛知県の周 辺近県	その他の県
非事業者説を支持する	5 (35.1%)	3 (37.5%)	4 (50.0%)
現状では事業者とみなされても仕方ない	6 (42.9%)	0	3 (37.5%)
その他	2 (14.3%)	2 (25.0%)	
無回答	1 (7.1%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)
計	14(100%)	8(100%)	8(100%)

非事業者説支持については、主業務地域による著しい定量的な変化はないが、現状では事業者とみられても仕方ないとしているのが、愛知県を主業務地域としているもの及びその他（愛知県周辺近県を除く）の地域においては著しいことがわかる。

また、設計事務所職員数との関係から見ると次のとおりである。

	5人以下	6人～10人	11人～15人
非事業者説を支持する	5 (41.7%)	2 (25.0%)	2 (25.0%)
現状では事業者とみなされても仕方ない	2 (16.6%)	5 (62.5%)	2 (25.0%)
その他	3 (25.0%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)
無回答	2 (16.7%)	0	3 (37.5%)
計	12(100%)	8(100%)	8(100%)

6～10人程度の職員を有する設計事務所では、現状では事業者とみなされても仕方ないとみていることに注目した。

4. おわりに

建築家の非事業者説については、現状では事業者とみなされても仕方がないと思われる要素もあるが、対象となった建築家の多くは「報酬の多少で設計・監理の質や量を加減することは出来なく、常に一定の設計密度と精度を維持しなければならない」といった非事業者説を持つ傾向がわかった。

また、報酬の決定方法については、報酬の競争をさげ、国・建築主側代表・建築家代表の三者による話し合いに委ねる者が多く見られた。

建築設計評価の要因については、発注者側の考え方とあまり違いが見られなく「機能性」「施主の考えの反映」「経済性」「デザイン」を上げる者が多く、発注者側の評価と関係を持っていると思われた。